

第 92 号 議 案

長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 7 年 9 月 8 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年長崎県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学（義務教育学校の前期課程への就学を含む。）の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（<u>2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間</u>に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学（義務教育学校の前期課程への就学を含む。）の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、令和7年10月1日から適用する。

(提案理由)

「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）」の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。